

○ 室蘭市議会議員及び室蘭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額の改定を行うもの

2. 条例改正の概要

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに鑑み、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額について、同政令で定める限度額に準じて改定を行うもの

区 分	現行の限度額	改正後の限度額
選挙運動用自動車		
一般運送契約	1日 64,500円	変更なし
借入契約	1日 15,800円	1日 16,100円
燃料代	1回 7,560円	1回 7,700円
運転手の雇用	1日 12,500円	変更なし
選挙運動用ポスター		
作成単価	(525円06銭×掲示場数+310,500円) / 掲示場数	(541円31銭×掲示場数+316,250円) / 掲示場数
選挙運動用ビラ		
作成単価	1枚 7円51銭	1枚 7円73銭

3. 施行期日

公布の日から施行する。